個人情報保護制度の一元化について

1 背景

- (1) **デジタル業務改革**推進への対応として、国(個人情報保護委員会)が個人情報の取扱いを 一元的に監督する体制を確立
- (2) 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化
- (3) 厳格化する**海外の個人情報保護制度への対応**(EU 一般データ保護規則など)

2 概要

- (1)個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を一本の法律に統合(3法一元化)
- (2) 地方公共団体の個人情報保護制度について、これまで各団体において条例で規定していたところ、全国的な共通ルールを法で規定(**地方公共団体の制度の法による一元化**)
- (3) 行政機関等、民間事業者、地方公共団体等の全体の監督を個人情報保護委員会に一元化(監督権限の一元化)

3 一元化による都への主な影響

- (1) 新たな国の関与
 - ア 個人情報制度全般の**有権解釈権が国に帰属**、都は国の定める「ガイドライン」に沿った事務 処理に移行(保有個人情報の開示請求等への対応を含む)
 - イ 審査会の諮問・答申に係る情報は国に共有、実施機関に対する**国の「勧告」による関与**が可能となる。
 - ウ 条例で独自の保護措置の規定も可能だが、国に対する届出義務が課され、国は、「**勧告」等 により地方公共団体への関与**が可能となる。
- (2) 匿名加工情報制度の導入
 - ・ 匿名化した保有個人情報を民間事業者に提供する、データ利活用のための制度であり、**広義** のオープンデータ施策であると捉えられている。
 - ・ 平成 29 年 5 月に 3 法に導入され、技術的助言により地方公共団体への導入も促された
 - ・ 個人情報ファイル簿により、定期的(年に1回以上)な提案募集が法定される見込み
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成・公表を含め、提案募集事務の制度所管に関し、検討・調整が必要
- (3) その他

病院、診療所、大学には、民間部門の規律が適用されることとなるため、**都立病院・公社病院** の地方独立行政法人化へ影響の可能性